

# 『医療DX推進体制整備加算に係る掲示』

当院では、初診で来院された方に対し、

下記の体制により、『医療DX推進整備加算』を月に1回算定します。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を行える体制を有しています。
- マイナンバーの保険証利用について、お声かけ・ポスター掲示を行っています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、現在調整中です。（令和7年9月30日まで経過措置）
- 医療DX推進体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

マイナンバーカードの利用率に応じての点数の為、毎月請求点数が変わる可能性があります。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

